

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人全国心身障害児福祉財団

基本的考え方

身体拘束とは、本人の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、本人の能力や権利さらに尊厳を損なうことにつながりかねない行為であるため、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ・車いすやベッド等に縛り付ける。
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束適正化のための体制

社会福祉法人全国心身障害児福祉財団に設置されている虐待防止委員会において、身体拘束適正化を推進するため、指針の策定、事例の検討その他必要な対策を実施することとする。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

やむを得ず身体拘束を行う場合には、①切迫性②非代替性③一時性の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、各事業部門において虐待防止委員会委員が中心となって検討し、虐待防止委員会委員長に報告することとする。虐待防止委員会委員長は必要と判断した場合は、虐待防止委員会を開催し、同委員会において適正な身体拘束であるか否かを検討・確認することとする。

また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

上記事項について、利用者及び家族に説明して十分な理解が得られるよう努めることとする。

身体拘束適正化のための研修の実施

従業者に対して、身体拘束適正化のための研修を年1回以上実施する。

指針の閲覧

この指針は、社会福祉法人全国心身障害児福祉財団のホームページへの掲載等により誰でも自由に閲覧できることとする。